

議事日程 令和2年11月27日 午後3時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第59号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第60号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（8名）

1番	古村護君	2番	鎌田鷹介君
3番	加藤真人君	5番	伊藤守君
6番	服部英二夫君	7番	三輪一雅君
9番	中川和子君	9番	伊藤好博君

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町長	加藤隆君	副町長	森清秀君
総務政策課長	小島裕紹君	総務政策課副参事	中山重徳君

事務局出席職員

事務局長	平松孝浩	議会事務局	渡辺千智
------	------	-------	------

.....

開会 午後 3時00分

○議長（服部英二夫君）

本日は、令和2年第5回木曾岬町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には、諸般何かとご多用のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、加藤町長をはじめ、執行部の方々におかれましても、ご出席いただきありがとうございます。

本臨時会に提出されております議案につきまして、議員の皆様方におかれましては、十分なご審議を尽くしていただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

だきます。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

また、あらかじめご通知申し上げましたように会議規則第9条第2項の規定により開議時刻を繰り下げ、ただ今より、令和2年第5回木曾岬町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、すでにお手元に配付させていただきましたとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（服部英二夫君）

日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

今期、臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

5番議席、伊藤守君、8番議席、中川和子君のご両名を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（服部英二夫君）

日程第2「会期の決定について」を議題とします。

去る、11月18日、議会運営委員会が開かれ、本臨時会の議会運営について、ご審議をいただいておりますので、加藤真人委員長より委員会の審議経過報告をお願いします。

○3番（加藤真人君） 議長、3番。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、加藤真人委員長。

○3番（加藤真人君）

議会運営委員会のご報告をいたします。

去る、11月18日午前9時より委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくとともに、執行部より町長、副町長及び担当課長の出席のもと、令和2年第5回木曾岬町議会臨時会における日程及び付議議案等について協議をいたしましたので、その審議経過と結果をご報告申し上げます。

委員会では、まず加藤町長より臨時会開催に向けての挨拶と、提出される議案の大綱について説明を受け、次に、担当課長よりその議案の概要説明を受けて審議に入りました。

説明を受けました議案名及びその内容は割愛させていただきますが、本臨時会の提出議案は、条例の一部改正案2件であります。

これらの議案について、内容を審議した結果、いずれも、重要な案件であることを本委員会は認識し、全てを本臨時会で審議する議案として承認いたしました。

次に、会期日程についての審議では、先ほど申しあげました審議議案の状況を考慮し、案件も2件でありますことから、「会期」は本日1日限りと決定いただくことといたしました。

また、本臨時会の議事日程につきましては、議件名を省略させていただきますが、議案第59号、議案第60号を一括上程していただき、加藤町長から上程議案の提案理由説明を行っていただき、引き続き、担当課長に詳細説明をして頂きます。

次に、議案質疑を行い、委員会への付託を省略し、討論・採決を行っていただく事としております。

議案採決をもちまして、議事審議を終了し、閉会宣言により令和2年第5回木曾岬町議会臨時会は閉会となります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

議会運営に当りまして、皆様のご協力をお願いします。

令和2年11月27日、議会運営委員会、委員長、加藤真人。

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、当日のご審議ご苦労さまでした。

ここで、皆様にお諮りします。

ただ今、議会運営委員長より、本臨時会の会期は、本日1日限りとする旨の報告がございました。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君）

「異議なし」と認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

それでは、これより議事に入ります。

日程第3 議案第59号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

日程第4 議案第60号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（服部英二夫君）

日程第3 議案第59号「木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第4 議案第60号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改

正する条例の制定について」の2議案を一括上程し、これを議題とします。

ここで、加藤町長に、提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君）

改めて皆さん、こんにちは。

11月も下旬を迎えましたけれども、本当に暖かい日が続いております。昨日も先週も東京へ出かけておったんですが、上着を脱いでも汗ばむような暑さでございまして、本当に気候変動が心配されるところでございます。また、一方では新型コロナウイルス感染症、毎日といいますか、朝昼晩、報道されておりますので、ご存じのように11月に入って急激にまた感染の拡大が続いております、今週に入り政府もまた各都道府県の方も、市民の皆さん、町民の皆さんに更なる注意喚起を促しておるところでございます。このコロナウイルス感染症に対して私共しっかりと十分に注意をしながら頑張っていくかないかなど、改めてそんなふうに思わせていただいております。

それでは、ただ今、議長から上程を賜りました、「日程3 議案第59号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、「日程4 議案第60号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2議案についてその提案理由を申し上げます。

人事院勧告の趣旨に鑑み、情勢適応の観点から期末手当の支給割合を変更しようとするものでございますが、本年の勧告の基礎となる民間給与の実態調査につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、例年よりも時期を遅らせたうえで、2回に分けて実施されました。調査を先行した一時金については、10月7日に「0.05か月分引き下げる」との勧告が実施され、また、月例給につきましては、10月28日に「改定なし」との報告が実施されました。

このようなことから、議案第59号では一般職の、また議案第60号では、町長等のそれぞれの期末手当の支給割合を0.05か月分引き下げ、「100分の130」から「100分の125」に改正し、また、令和3年度以降の6月期と、12月期の期末手当の支給割合を均等に配分しようとするものでございます。

以上、上程を賜りました2議案の提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、所管課長から説明をさせていただきますので、十分にご審議を尽くしていただきますよう、お願いを申し上げ、提案理由説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（服部英二夫君）

加藤町長の提案理由説明が終わりました。
引き続き、事務当局の「詳細説明」を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君）

それでは議案第59号をお願いいたします。「議案第59号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、でございます。木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする、というものでございます。

下段提案理由でございます。令和2年の人事院勧告によりまして、一般職の職員の給与に関する法律における期末手当の支給割合の変更の改正がなされたため、これに基づきます木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正するにつきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由でございます。

ページをおめくりいただきますと、条例本文を載せさせていただいております。更におめくりをいただきますと、新旧対照表を添付させていただいておりますので、そちらの方をご覧いただきたいと思っております。

まず、第1条関係でございます。第17条2項、期末手当でございますが、人事院勧告によりまして、期末手当が0.05か月分引き下げられたことに伴いまして、12月支給日におきまして、100分の130を100分の125に、特定管理職にあつては、100分の110を100分の105にそれぞれ改正をするものでございます。

続く第3項では、再任用職員への適用条文につきまして、第2項での改正を反映させるため、改正を行っているものでございます。

ページをおめくりいただきまして、次に第2条関係でございます。第17条2項では、期末手当の額を定めるものでございますが、期末手当が6月期、12月期に均等になるよう改正されたことから、100分の127.5に、特定管理職にあつては、100分の107.5に改め、続く3項では、再任用職員への適用条文につきまして、第2項での改正を反映させるための改正を行っているものでございます。

ページを条例本文に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定につきましては、令和3年4月1日から施行するというものでございます。

以上、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、のご説明でございます。

続きまして、おめくりいただきまして、議案第60号をお願いいたします。「議案第60号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、でございます。町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする、というものでございます。

提案理由です。令和2年人事院勧告に準じまして、町長等の期末手当の支給割合を変更するものである。町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するにつきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由でございます。

先ほどと同様にページをおめくりいただきますと、条例本文が掲載されております。更におめくりをいただきますと、新旧対照表を添付させていただいておりますので、そちらをお願いいたします。

まず、第1条関係でございます。第3条の給料以外の給与でございますが、職員の人事院勧告に合せまして、町長等の期末手当につきまして、12月支給分で0.05か月分引き下げ、12月期を100分の225から100分の220に改めるものでございます。

ページをめくりまして、次に第2条関係でございます。第3条の給料以外の給与の支給額につきまして、職員同様に6月期、12月期の期末手当が均衡になるように改めるものでございます。期末手当の6月期を100分の225から、100分の222.5に改め、12月期を100分の220から、100分の222.5にそれぞれ改めるものでございます。

ページを条例本文まで戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の期末手当の均衡となる規定につきましては、令和3年の4月1日から施行するというものでございます。

以上、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、の説明でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（服部英二夫君）

事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は個別に行います。

まず、議案第59号について、ご質疑があります方はご発言ください

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君）

まず1点確認をしたいんですが、議会運営委員会で、毎年給与改定のことが出てくるんですが、何故11月の臨時議会になったかというところでお答えをいただいたのが、11月の1日が基準であって、その前にやらないと効力がないというお答えでした。ということは今までのやり方をあらためて、適正化を図ったということによろしいですか。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君）

基準日につきましては12月1日ということでございます。これまで給与を増額させるための変更、人事院勧告によって給与を増額する変更をされた場合には、12月の定例会に諮りまして、12月の末に追加分を職員に支給するというようなことをしていたということでございますが、今回につきましては、減額ということでございますので、12月1日より前にこの規定を制定させておいて、12月10日に支給される分から差し引いたものを支給するというような流れになりますので、このような改正になっているということでございます。

以上です。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君）

分かりました。

今年の人事院勧告ですが、町長の提案理由説明の中にも例年よりも時期を遅らせたうえで、2回に分けて実施という例年にないやり方というのは、いかがなものか。人事院の、公務労働者が労働基本権が制約されている中で、こういう2回に分けて、月例給と一時金を分けるというやり方が本当に適切なのかどうか、というのがすごい疑問があるわけです。コロナ禍で職員の業務が増えているというたいへんな中で、町長は、今年の職員さんの働きぶりですとか、そういうのを見られて、人事院勧告の期末手当の減額それから、月例給の据え置き、これについてはどのように考えられているのでしょうか。

それから、組合にもこの件は出されたと思いますが、組合からはどのような意見が挙げられていますでしょうか。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君）

まず組合の方に当然のことながらこの指針が出た時に説明をさせていただきまして、このコロナの環境下の中ではいたしかたないということで、組合にも合意をいただいているものでございます。以上でございます。

○議長（服部英二夫君）

他にご質疑ございませんか。

○8番（中川和子君）

町長のお答えはないということ。町長に聞いたんですけど。

○議長（服部英二夫君）

他にご質疑ございませんか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 3回目ですけど。

○8番（中川和子君）

3回目ですよ。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君。

○8番（中川和子君）

さきほど、町長のご答弁がいただけなかったのが残念なんです。組合の意見はということで、こういう状況ではいたしかたないということで了承してもらったというようなことを今、お伺いしたんですが、私が聞き取りをしたところによりますと、もともとが低いうえに、コロナ禍で仕事が増えてたいへんで、下げられては困ると。全国一律ではなくて、末端の地方の職員のことも考えたものにしてほしいというような聞き取りをしましたので、組合の方が了解をしたとは私は考えてはいませんが、いかがですか。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君）

個々、一人一人に聞いたわけではございませんので、我々執行部との話の中で、組合の執行委員長との幹部の話の中で合意を得られたと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。以上です。

○議長（服部英二夫君）

他にご質疑ございませんか。

[暫くして]

○議長（服部英二夫君）

ご質疑がないようですので、質疑を終結します。

次に、議案第60号について、ご質疑があります方はご発言ください。

[暫くして]

○議長（服部英二夫君）

ご質疑ございませんか。

[暫くして]

○議長（服部英二夫君）

ご質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただ今上程しております、議案第59号及び議案第60号の2議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（服部英二夫君）

「異議なし」と認めます。

よって、議案第59号及び議案第60号の2議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより「討論」に入ります。

討論は、一括討論といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（服部英二夫君）

「異議なし」と認め、一括討論とします。

討論はありませんか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君）

私は第5回臨時議会に提出をされました2議案のうち、「議案第59号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、反対討論を申し上げます。

今回、一時金と月例給を分ける勧告が人事院の方からされました。これは例年にないやり方であり、労働基本権が制約されている公務労働者にとり、その代償期間としての役割を人事院が果たしているかどうか問われるところであると考えます。町長の提案理由にもありましたように、10月末には7年振りとなる国家公務員の給与の据え置きが発表されました。これは地方の公務員にも大きく影響を及ぼすところであり、経済回復を妨げるものであると考えます。当町では少ない職員が兼務をしながら仕事をこなし、中には体調を崩す職員もでる中、期末手当の引き下げはコロナ禍でたいへんな職員の士気をそぎ、地域経済にも影響を及ぼすだろうと考えられます。民間もたいへんな状況にはありますが、だからといって公務員もとなると、引き下げ競争になりかねません。

私はこのような理由から、「議案第59号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は反対をいたします。

○議長（服部英二夫君）

他に討論者はありますか。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫君）

「討論者なし」と認め、これにて討論を終結します。

これより、上程されております議案の採決に入ります。

日程第3 議案第59号「木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり、可決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決することに決定致しました。

次に、日程第4 議案第60号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり、可決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて、令和2年第5回木曾岬町議会臨時会を閉会といたします。

議員の皆様には、慎重に議案審議をいただき、円滑な議事進行、議会運営にご協力をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、加藤町長をはじめとする執行部の皆様におかれましても、ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時25分